

2019年12月2日  
河野特許事務所  
弁理士 安田 恵

## 日印特許審査ハイウェイ (PPH) 試行プログラム

日本特許庁とインド特許庁は、特許審査ハイウェイ試行プログラムを2019年12月5日より実施します。

### 1. 申請受付の開始日

2019年12月5日(木)よりPPH申請の受付が開始されます。  
試行期間は3年間です。

### 2. PPH申請可能件数

インド特許庁が受け付けるPPH申請件数は年間100件までです。  
1出願人あたりの申請可能件数は10件/年までです。

### 3. PPH申請の対象技術分野

PPH申請可能な発明技術分野は、電気、電子、コンピュータサイエンス、情報技術、物理、土木、機械、繊維、自動車、冶金です(対応するIPCについては日本特許庁HP<sup>1</sup>御参照)。

### 4. 手続

- (1) 早期審査請求手続が必要です。インドで未公開の出願は、早期公開請求が必要です。
- (2) 提出書類
  - ・ 対応日本特許出願のオフィスアクションの写しと、その翻訳文(英語)
  - ・ 日本における特許クレームの写しと、その翻訳文(英語)
  - ・ 日本特許庁により引用された非特許文献の写し
  - ・ クレーム対比表(インド出願のクレームと、日本特許クレームとの対比表)
- (3) その他、要件の詳細はPPH試行プログラムの手続ガイドライン<sup>2</sup>を参照下さい。

以上

---

<sup>1</sup> 「日インド特許審査ハイウェイ試行プログラムについて」(日本特許庁)

[https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan\\_india\\_highway.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_india_highway.html)

<sup>2</sup> 「IPO-JPO Patent Prosecution Highway (PPH) pilot project」

[http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/591\\_1\\_PPH\\_Procedure\\_Guideline\\_combined\\_20191128\\_final.pdf](http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/591_1_PPH_Procedure_Guideline_combined_20191128_final.pdf)